



卒業・進学・就職のシーズンです

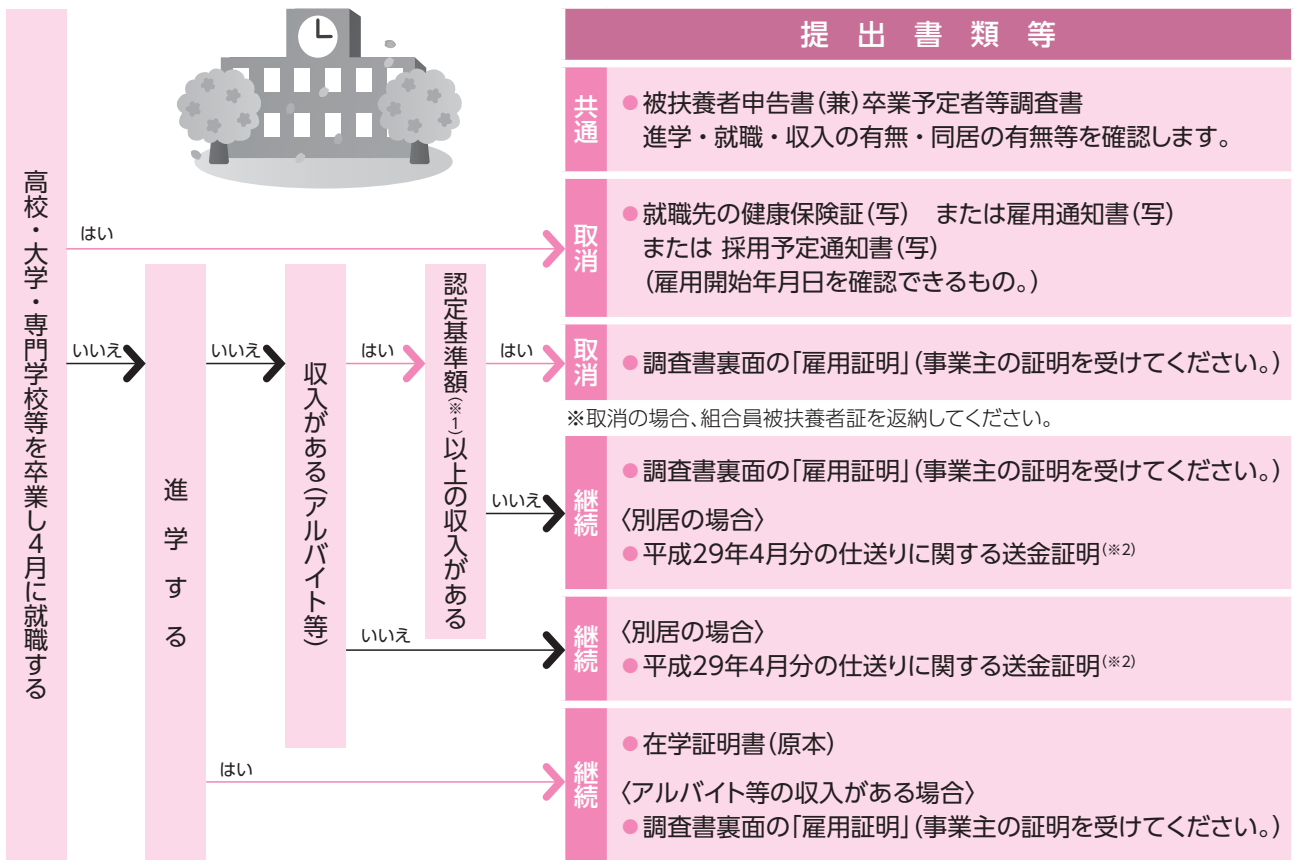


被扶養者資格調査にご協力ください



平成29年3月に高校・大学・専門学校等を卒業される被扶養者の方を対象に、被扶養者資格調査を実施します。組合員の方には共済事務担当課をとおして、任意継続組合員の方には自宅へ郵送にて調査書を配付しますので、必要書類を整備のうえ提出してください。

また、今回調査対象でない方についても、就職や収入が増えたことにより被扶養者資格を満たさなくなった場合には、必ず被扶養者資格取消の手続きをしてください。



※1 年額130万円(月額108,334円)

給与収入が年額130万円未満であっても、3ヵ月連続または3ヵ月平均で月額108,334円以上となった場合は被扶養者資格取消となります。

なお、学生の場合は3ヵ月連続で108,334円以上となった場合のみ被扶養者資格取消となります。

※2 銀行等の振込受領書(原本)、ATMの利用明細書(原本)等

振込依頼人(組合員)と受取人(被扶養者)の氏名、送金日、送金額が確認できる書類。

(通帳による預入れのみの場合は、仕送りに関する送金証明とは認めませんのでご注意ください。)

◆ お願い ◆

遠方に住む被扶養者の方には早めにご連絡いただき、指定する期日までに必要書類(在学証明書・雇用通知書等)を提出できるようご協力をお願いします。

また、資格が継続となる被扶養者の給料明細書(アルバイト等をしている場合)や送金証明(別居している場合)等は、いつでも提出できるよう大切に保管しておいてください。

こんなとき…どうなる？



4月1日付けで就職しますが、研修期間があり、健康保険の適用は7月1日からになります。健康保険が適用になるまでは被扶養者資格を継続できますか？(研修期間中は月給5万円)



就職時から将来に向かって恒常的に収入を得ることが予測できますので、就職日である4月1日に取消となります。

就職先の健康保険が適用になるまでは、国民健康保険に加入することになります。



4月1日から働くことになりましたが、雇用期間が決まっており、健康保険の適用もありません。被扶養者資格を継続できますか？(雇用期間:4月1日から9月30日まで 月給:11万円)



雇用契約の内容が認定基準額^(※1)以上であるため、雇用開始日の4月1日から取消となります。



3月に大学を卒業しますが、実家には戻らずアルバイト(月額8万円程度)をしながら就職活動を行う予定です。仕送りはありませんが家賃・光熱費等を親(組合員)が負担します。このような場合、被扶養者資格を継続できますか？



家賃・光熱費等を組合員が負担していても、毎月の定期的な仕送りが送金証明^(※2)により確認できない場合は被扶養者資格取消となります。



在学中に奨学金を受け取ることになりましたが、奨学金とアルバイト収入を合わせると認定基準額^(※1)以上の収入となります。被扶養者資格を取り消さなければいけませんか？



奨学金は、学資金として支給・貸与されるもので、被扶養者を判定する際の収入には含めないため、アルバイト収入が認定基準額未満であれば引き続き被扶養者となります。

ただし、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金や司法修習生に貸与される修習資金については、月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供と考えられるため収入に含めます。

本年1月
から

育児休業の対象となる子の 範囲が拡大されました

法律上の親子関係がある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組の里親に委託されている子等も対象となりました。

これに伴い、共済組合が取り扱う「育児休業等終了時改定」「育児休業手当金」「給付算定基礎額の養育特例」「育児休業期間中の掛金等の特例」についても同様の子が対象となります。

本年1月
から

介護休業手当金の 支給期間が変更になりました

介護休業取得可能期間(3ヵ月)を3つの期間に分割して取得できるようになったことから、手当金の支給期間が「介護休業の開始日から3ヵ月を超えない期間」から「介護休業の日数を通算して66日」に変更となりました。

また、手当金の支給には、初めて介護休業の承認を受ける際に2週間以上の休業を一括請求していることが条件でしたが、その条件が撤廃されました。

介護休業手当金の給付日額 上限額が引き上げられました

12,927円→**14,207円**

[標準報酬の月額が470,000円(第25級)以上の場合該当]

※平成28年8月1日以降に開始された介護休業に係る手当金からさかのぼって適用となります。